

平成 22 年 度 事 業 報 告

財団法人 国際仏教興隆協会

I. 今年度事業の特徴

今年度の当法人事業の特徴は、国内では公益法人制度改革への対応、事業の主体たる国外においては印度山日本寺借地契約更新交渉作業が共に最大のテーマであった。

そうした共に期限を区切られた運営環境下でありながらも、当財団の日本国内における公益法人としての運営は順調に、また当法人の事業主軸であるインドにおける事業も印度山日本寺を拠点に実施している宗教福祉事業をインド公益法人登録法 Society Registration Act1860 によりインド中央政府内務省および州政府公益法人局により二重に管掌され、すなわち当法人の活動は日印双方の法律に基づいて管理監督を受けることによって今年度も支障なく運営されてきた。

日本国内における公益事業面でも、上述したインド国内における評価の高い事業成果の広報を基に多様な手段によってその社会的・学術的・心情的意味論の広布をなしながら、シンポジウム開催や日々のインド文化や一般情報全般にわたる懇話事項の供給など広範な活動を通して、日本国内における公益活動の面でも着実にその任を果たしている。

II. インド国内における平成 22 年度実施の公益事業

(1) 印度山日本寺

(イ) 総括的観点から

●建物・施設面での拠点である日本寺の維持運営は支障なく行われているが、世界各国の仏教寺院約 70 ケ寺(加えて建設中あるいは計画中；約 120 余ケ寺)が謂集し、とりわけユネスコ世界遺産指定登録後インド国内随一の活動的仏跡と認識されているブッダガヤでの一年は、仏事的にも社会的にも多忙を極めた繁華煩雑な年であった。平成 22 年度中の日本寺への参拝者総数は 157,553 人であった。

●ブッダガヤにおける印度山日本寺の存在は、インド独立後 2 番目に開山した外国寺院とその附属福祉施設という世界仏教徒衆目の関心だけでなく、仏教文化の長い歴史を背景としながら様々な面で世界の先進と目されるに至った「日本」という国の文化面での出先機関として強い囑望を受けており、とりわけ 6 年前に境内に開設した図書館の一般開放以来、欧米の日本学研究熱の影響も受けたと思しきインドの学界官界諸方面から、日本寺による学術研究施設の開設を強く求められ続けてきた。

そうした背景を踏まえ、5 年前に開催された当法人の現地法人役員会の学術分科会により作成された「仏教学東洋学研究所コンセプト」が州高官に供覧されるや、現地官界学界挙げての実現協力の申し出を受けるに至り、爾来これを推進するべく当法人は国内外のプロセス整備を進めてきたが、その実現には大菩提寺大塔より距離 700m に位置する日本寺が同研究所建設にあたってその近距離の恩恵ゆえに課せられている「世界遺産保護緩衝区域規制」特例解除許可が必須なため、その許可認証権を有するガヤ県知事による協力獲得交渉はまず作業の前提でありながら、極めて困難な作業であった。しかしながら、周到な準備を重ねた結果、前年度も末の 3 月 14 日ガヤ県知(DM)より『ヒヤリングを受ける』旨の通知を得たことにより、土地利用上申書の提出が叶うに至り、これを為した。爾来、今年度 7 月に州政府議会事務局受理と調整を経て同年度である本年 2 月 16 日のユネスコ世界遺産委員会本部調査団による現地査察を経て同 21 日から開催のビハール州議会審査(審議)のプロセスに進んでいる。

(ロ) 教育施設としての国際的提携と施設提供

教育の場としての印度山日本寺は、当法人事業の具現である印度山日本寺の日常を、とりわけ海外に於いては日本文化の背景と目されているZEN(禅)文化研修の実践の場として、毎年秋～冬季の一時期に限って米国・カルフォルニア大学・バークレイ校(UCLA Berkeley) アンティオク・カレッジ(Antioch College) 南アジア文化研究科(South Asian Studies) の冬季ゼミの教場として1984年以来提供しているが、当年も10月5日から10月26日まで、A. ロバート教授引率のもと総計約40名弱のゼミが生まれ、施設を無償提供、また今年平成23年に入っては2月17日より24日までの期間を日本の恵泉女学園大学大橋ゼミ総数24名のフィールド研修に前年に引き続き宿泊ともども施設を無償で提供するなど、それぞれ得がたい国外学習の拠点となった観がある。インドの急速かつ好調な発展と成長が盛んに喧伝される当節、ますますの有効利用提供をはかって行きたい。

(ハ) 増大する参禅者数

こんにちの世界仏教徒の流れを国際的観点から総括した時、外国人一般が日本仏教すなわちZEN(禅)と捉える傾向は紛れもない事実である。とりわけ欧米人による日本寺に対する禅への期待は、すでに昭和45年の発足時から顕著であったが、時代が平成に移って以降は、そうした国際的傾向の影響を受けたとおぼしい日本の若者の座禅の指導を求めての日本寺来山数が増大し、近年の若者仏教ブームの勃興とその挫折に続いたいわゆる【9.11現象】を契機とする社会情勢の流動化現象以降は、とみにその数を増しており、平成22年4月から平成23年3月末日までの参禅者数は3,416人であった。じつに月平均約284人の多きを数える。

平成 22 年度	境内堂宇の利用状況	
	参拝者数	参禅者数
4月	14,727	142
5月	11,275	157
6月	7,847	120
7月	7,628	172
8月	10,325	256
9月	18,821	182
10月	22,126	243
11月	15,285	273
12月	14,937	726
1月	14,739	282
2月	9,881	519
3月	9,962	344
合計	157,553	3,416

(2) 国際仏教会館

●かつてブッダガヤ随一の文化的宿泊施設として日本寺宿坊の任にあった国際仏教会館は、竣工後40年を越す施設設備の経年劣化により、業務としての外来者への宿泊提供を中止し、緊急・非常の場合のみの臨機対応で処する他は基本的に仏教およびインド文化関連の研修宿舎としての用に供しての維持管理をはかっている。

平成22年度こよみ年度内におけるこうした利用者数は、立正校成会教会長研修、アンティオク大学仏教学ゼミ、恵泉学園女子大学大橋ゼミ、立正校成会学林研修など、総計約100名余人であった。

(3) 菩提樹学園

●今年度はインドの教育制度において歴史的転換の行われた年となった。すなわち1947年のインド独立以来の祈りであり、心ある人々の念願であった日本で云うところの児童生徒教育基本法が前年9月のインド国会上下両院での成立と半年の告示を経て今年度4月1日より6歳から14歳までのRight to Education Act(被学校教育権法)として施行されたことである。独立以来60有余年を経ての本法成立の背景にはインドの近代化グローバル化に伴って従来の目に余るインドでのChild Labor(児童幼児労働)が顕在喧伝化されるに及んでの国際的難題と圧力が作用したことは明らかであるが、一方で同法を有効化する根底となるべき学校設置基本法が旧態依然たる旧英領植民地

時代のチャータード・スクール方式のまま維持されているところから、実際問題として児童幼児の教育を受けられる環境に目立つ変化は見られていない。各州ごとに自治権のあるインドの連邦国家制度との蹉跎により法律の円滑かつ完全実施の困難さはとりわけビハール州において濃厚に予想できるものの、菩提樹学園の教育成果が喧伝されはじめた現地状況を踏まえ、われわれは影に陽に現地の教育界・教育現場をバックアップして行くべき立場にある、と認識している。

- 上述のような状況に立ち向かう菩提樹学園の現場では、先に園舎寄贈の恩恵を受けて実施した各学齢 2 クラス制での運営が定着した今、きめの細かい幼児教育を実現させ、近隣近在からの入園希望者がひきもきらない。

平成 22 年 4 月より始業の新入園児：70 名を加えた平成 22 年度当初在園々児数：206 名は平成 23 年 3 月末日現在：202 名が在籍、そのうちから今年 3 月 25 日付で 63 名の卒園児童を輩出、1977 年開園以来の卒園児数合計は 1,362 名となった。

特筆すべきは全卒園生の初等小学校 Primary School 就学が叶ったこと、そのうち少数の何人かはインドの教育制度の特徴である飛び級制度のもと、いきなりの 2 年生進学を成し遂げたことである。

(4) 光明施療院

平成 22 年度	診 療 に 関 す る 人 的 数 量 集 計					
	診療日数	来院者数	治療患者数	保健指導患者数	平均投薬コスト	* 直接投薬経費
4 月	20	5,531	2,419	3,112	Rs.52.89	Rs.127,951.45
5 月	19	5,881	2,402	3,479	Rs.50.95	Rs.122,374
6 月	19	5,188	2,125	3,063	Rs.47.11	Rs.1,000,081
7 月	19	7,345	2,710	4,635	Rs.46.29	Rs.125,438.64
8 月	20	7,581	2,836	4,745	Rs.50.38	Rs.142,890.09
9 月	21	9,022	3,174	5,848	Rs.47.17	Rs.149,718.89
10 月	15	5,243	2,017	3,226	Rs.48.26	Rs.97,341.24
11 月	20	4,344	1,942	2,402	Rs.47.27	Rs.91,804.25
12 月	5	688	316	372	Rs.53.21	Rs.16,814.81
1 月	12	1,581	608	973	Rs.76.96	Rs.46,790.29
2 月	16	3,056	1,038	2,018	Rs.64.99	Rs.67,460.76
3 月	医師および看護師の緊急入院により、集計資料未提出					
合計	186	55,460	21,587	33,873	1 人平均 Rs.53.22	Rs.1,988,666

* 注 1：上記投薬コスト集計は患者手渡しの投薬のみであり、処置薬・外用薬・注射薬コスト等は医療対処法が個々の患者非均等であるため、真の平均値を意味する計数に含まれていない。

平成22(2010)年度内における確定診断患者の疾病分野別・疾病種類の月別推移と月別加療患者数の記録(各分類には乳児科・小児科疾患に該当する疾患・疾病を含む)
—光明施療院カルテからの集計—

順位 月	TOP	NO.2	NO.3	NO.4	NO.5	NO.6	NO.7	NO.8	NO.9
4月	皮膚疾患 561	婦人科疾患 553	雑分類疾患&疾 417	呼吸器系疾患 253	熱帯病分類科 242	外科疾患 109	整形外科疾患 108	消化器系疾患 95	目&耳鼻咽喉科 69
5月	婦人科疾患 540	呼吸器系疾患 444	雑分類疾患&疾 383	消化器系疾患 352	整形外科疾患 302	目&耳鼻咽喉科 107	外科疾患 102	熱帯病分類科 72	皮膚疾患 61
6月	婦人科疾患 417	雑分類疾患&疾 413	整形外科疾患 400	皮膚疾患 286	消化器系疾患 269	呼吸器系疾患 83	外科疾患 71	熱帯病分類科 52	目&耳鼻咽喉科 44
7月	婦人科疾患 562	雑分類疾患&疾 530	整形外科疾患 464	皮膚疾患 396	消化器系疾患 344	外科疾患 148	呼吸器系疾患 84	熱帯病分類科 77	目&耳鼻咽喉科 57
8月	婦人科疾患 882	皮膚疾患 456	整形外科疾患 426	雑分類疾患&疾 373	呼吸器系疾患 373	外科疾患 135	消化器系疾患 68	目&耳鼻咽喉科 59	熱帯病分類科 43
9月	婦人科疾患 843	皮膚疾患 672	雑分類疾患&疾 463	呼吸器系疾患 327	整形外科疾患 295	消化器系疾患 236	外科疾患 81	目&耳鼻咽喉科 74	熱帯病分類科 67
10月	皮膚疾患 534	婦人科疾患 466	雑分類疾患&疾 386	整形外科疾患 160	消化器系疾患 153	呼吸器系疾患 124	熱帯病分類科 72	外科疾患 51	目&耳鼻咽喉科 36
11月	呼吸器系疾患 440	雑分類疾患&疾 422	婦人科疾患 258	整形外科疾患 164	皮膚疾患 125	消化器系疾患 100	熱帯病分類科 63	外科疾患 43	目&耳鼻咽喉科 33
12月	呼吸器系疾患 89	皮膚疾患 83	婦人科疾患 36	熱帯病分類科 24	雑分類疾患&疾 21	消化器系疾患 20	整形外科疾患 16	目&耳鼻咽喉科 12	外科疾患 8
1月	皮膚疾患 51	呼吸器系疾患 23	熱帯病分類科 23	婦人科疾患 21	雑分類疾患&疾 15	消化器系疾患 8	整形外科疾患 6	目&耳鼻咽喉科 4	外科疾患 2
2月	呼吸器系疾患 809	皮膚疾患 546	雑分類疾患&疾 419	外科疾患 226	消化器系疾患 198	目&耳鼻咽喉科 93	婦人科疾患 83	整形外科疾患 77	熱帯病分類科 70
3月									
年間順位	雑分類疾患&疾病 3006	皮膚疾患 2643	呼吸器系疾患 2349	消化器系疾患 1539	外科疾患 760	目&耳鼻咽喉科 455	熱帯病分類科 695	整形外科疾患 1697	婦人科疾患 3818

●診療奉仕開始
39年来の信頼と評判により際限なく膨張する患者数への対策として現地医療・保健行政当局に申し出て、患者在住村落への訪問による予防医療プログラム実行の許可を得た。即ち、医師・看護師が村落を訪問しての毎週の保健指導・衛生教育を実施しての事前の対応により、結果的に患者の発生、来院患者数の抑制を目指すものだが、派生効果として、これが老・弱・幼・緊迫患者らの体力負担を軽減するものとして歓迎されるものの、責任限度面において解決すべき課題が残された状況にある。
そのような不可避の状況に鑑み、幾多の現場技術会議と討議・検討を経て治療の質を落とさず、かつ患者数の抑制を図らない治療方針を維持したままの破綻しない資金の維持を目指して患者単価の削減に鋭意努力傾注の結果、中卸しを短縮した流通購入経路の開拓に加え、いわゆる後発薬・パテント切れ薬品(ジェネリック薬品)への大胆な転換を図るなどの方策を獲得した今年度は単価50ルピーへの削減が達成された。 *

*ブッダガヤの人口増を因子とする将来的困難は予想されるものの、このレベルの永続を願って止まない。

光明施療院の実績として、数量的には平成22年4月1日から平成23年2月28日までの年度間診療実施日数186日；診察患者数55,460人、そのうち施薬と治療を施した患者数21,587人；開院以来の延べ診療実施日数5528日、累計した被治療投薬患者838,392人、これに光明施療院開院以前の予備実施期間の統計を加えると、総計1,084,136人のブッダガヤ住民が医療の恩恵を受けた。

(5) 国際シンポジウム **Interanational Buddhist Conference**

- 今次：2010年に36回目を迎えた仏教学国際シンポジウム「国際仏教徒結集＝International Buddhist Conferenceは、今年度の総合主題 ①Uniqueness of Buddhism: Literature, Philosophy, Art, Architecture, Meditation(仮題：仏教のユニークさ：文学・哲学・芸術・建築・瞑想 ②Ailments, Origin, Treatment and Cures as revealed in the Buddhist Literature(仮題：仏典に知る病と素因、手当てと回復)の2テーマのもと、旧来と異なる今日的テーマの調理に戸惑いながら、参加の比丘・学僧、学者・碩学大徳など；約74名の出席と論稿提出80名の参加を得て開催。発表された論稿の全ては刊行準備中の紀要に収載される予定である。

(6) 準日本公館として託される邦人保護センター(緊急避難先)としての役割

先端科学とモヘンジョダロの古代が複雑に混在するインドの実力と魅力を盛んに喧伝するマスコミ等の喧伝も効を奏してか、近年盛んな団体旅行とは別に日本人若青年層の個別旅行が年々増える傾向にある。

しかし、広大なインドにおける日本政府公館は現在4ヶ所(デリー：大使館／コルカタ、チュンナイ、ムンバイ：総領事館)に存在するが、コルカタ⇄デリー間の距離は2000kmもあり、ブッダガヤから最も近くでインドの北部を管轄する在コルカタ総領事館まで辿り着くためには獲得に多大な苦勞と時間を要する鉄道予約を得た上で8時間の苦勞を要するが、こうした地理的状況下では邦人緊急の場合に用を成さないという現実がある。とりわけ仏跡の謂集するビハール州ウッタールプラデッシュ州の両地域の要の位置に日本寺が位置する現状が日本寺による；

- ①日本の仏教についての情報提供要請と、対象と内容を特定した仲介要請
- ②パスポート等、貴重品の盗難や詐欺被害等に遭った邦人の心身保護
- ③熱帯病や救急の疾病に罹患・あるいは受傷した邦人の治療と保護
- ④無賃乗車した邦人の旅費立替え払や偽造通貨を行使し逃走した邦人の弁済支払
- ⑤最近活発化してきた外国人旅行者を狙っての睡眠薬強盗の被害者保護

；など、多岐に及ぶ救済あるいは解決・関与を求められる現実があり、近年顕著な傾向として、現地裁判所や警察あるいは日本領事館からの彼我ともに要請慣れに至るほどの需要が起きており、今年度も、こうした対応が毎月1～2度の割合で起きた。もとよりわれわれは可能な限りの邦人救済にはやぶさかではないものの、そうした日本寺の性格が旅行案内書やインターネット等で喧伝され無謀な冒険体験を計画込み済でやってくる旅行者の頻出に悩まされている現実もある。

端的には、日本寺は広大なインド・ビハール州内唯一の日本国外務省推奨の邦人緊急避難先として機能しており、外務省海外危険情報の広報効果も相俟って分け隔てない救済を負託される立場をどこまで貫けるか、試されているかのようなようである。

(7) 日本寺図書館

当財団定款の「寄付行為」第5条(事業)第5項に明記された「国際図書館」の事業は、先行する諸事案への対応に迫られたまま三分の一世紀にわたる実行の遅れをみていたものであるが、先の21世紀開始を期しての実行の機運が昂まった折に、故・森禮三／聖徳太子会々長蔵書の寄贈を受けた仏教書約600冊を基盤に光明施療院付設の資料室の仮使用により、専任職員を置いて仮称「日本寺付属仏教研究図書館」の設置準備を開始した。

すでに平成12年より一部一般図書書籍について来訪者への書架公開・貸し出しを果たしたところ、とりわけ国外で日本語に渴望する邦人旅行者・滞在者の間に喧伝されて広範な読書ブームを巻き起こしており、日本語恋しさに惹かれて一般書や文学書から専門仏教書にまで読み進む若者らが後を絶たない。爾来、協会事務局は各方面に対して、仏教書を中心とした休眠蔵書ならびに篤志による書籍寄贈の依頼活動を展開したが、協会関与の教育機関・出版機関・法人・公人・私人あわせて多方面からの寄贈申し出を順調に受けるに至り、順次これを受け入れ、日本国内でのコンピューター作業による書籍目録・カード化などの整理作業を開始、今はまだその準備中であるものの、開設準備としては順調な滑り出しを見せている。

なお、一定規模の準備が整い次第、順次インド現地に搬送、インターネットを利用してのバイリンガルによる書籍目録公開を行い、インド地域に於いて広く求められている日本仏教研究、日本学研究に資する日本文化の研究センターの用に供するほか、究極ではインドにおいてシッキム所在のナムギャル仏教学研究のほかに皆無である「大藏経」典籍の所蔵という、ブッダガヤ隣山会を中心に各仏教諸国から要望の強い日本寺への期待に応じて行きたい。眼下の課題は手作業煩瑣なコンピューター入力の日数と人件費、かさむ現地への搬送費の捻出である。

また、この図書館蔵書とその検索システムは、計画中の『仮称：印度山日本寺付属・仏教学東洋学研究所』図書館への移行を前提に準備作業を進めている。関係各位よりの、さまざまな面でのご協力をお願いしたい。

Ⅲ. 日本国内における平成22年度実施の公益事業

当法人は設立の趣旨を『仏教精神を基幹にインドをはじめとする諸外国との国際交流ならびに仏教の興隆』においた経緯から、財団法人としての公益事業の軸足をインド、タイ、スリランカなど、国外の場も視点に捉え展開しているが、同時に日本国法に則った公益法人であるところから、日本国内における不特定多数を対象の公益事業の実施もまた求められている現実がある。

(1) シンポジウム

当法人が毎年実施している仏教文化講座としての連続シンポジウムは平成16年からの統一テーマ：「インドは、どこに行くのか」のもと、平成22年11月18日／東京・青山・梅窓院祖師堂において開催。昨年の山田明爾・龍谷大学名誉教授による「インドは、どこから来たのか—インドの血と混淆文化の成り立ち」に続く、その第2回・後編として『仏教が繋ぐ中央アジアと長江流域』のサブタイトルを付し、仏教または仏教文化がたんにアジア・東洋に留まらず、現・奥トルコからバルカンの地まで拡範し文物・文化の交流と醸成・発展を促した形跡とその意味を多くの論証と講師実写のスライドを用いて説明、スケールの大きなレクチャーが実現した。約80名の熱心な聴講者は「そもそもインドとは何か」の意味に戸惑いながら受講、そもそもインド亜大陸のアフリカ大陸分離後のヒマラヤ地殻衝突という地殻地理学から説き始めた本講は、聴衆にいま全地球規模で頻発している

大地震に関連する示唆に触発されて、多数の聴衆が発言参加しての活発な質疑応答、考察が行われた。

(2) NGO・NPO 連帯

ナマステ・インディア

・先の日印修好 50 周年記念の公的行事【インド祭／1997～98】を後継する日印官民共同事業として同祭以降毎年開催される【ナマステ・インディア 2010】が 9 月 25 日と 26 日の 2 日間にわたり東京都渋谷区・代々木公園で開催され、当法人もテント・ブースを設置し、広報パンフレット等を用意して参加、数万人の来訪者に対し広くブッダガヤの興隆広報とそれに連なる日本寺事業の広報ならびに仏跡に関連するインフォメーション活動を行った。

グローバル・フェスタ

・日本国内における各種非政府組織の共催行事として（主催）グローバルフェスタ実行委員会〔共催〕外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)（特活）国際協力NGOセンター(JANIC)による【グローバル・フェスタ】が平成22年10月2日と3日の2日にわたり東京・日比谷公園において開催され、当法人はこれにブース設置で参加し、各種NGO事業体との連帯と一般社会にむけての非営利公益事業精神の広報につとめた。

(3) 東北関東沖大震災

本年3月11日襲来した東北関東沖大震災(東日本大震災)により被災された当法人役員・護持委員ならびに関与の方々のうち、アクセス手段の叶う方々へのお見舞訪問を3月28日から30日に掛け事務局員を派遣して実施した。

また、同3月16日開催の当法人理事会および評議員会の折に出席役員ならびに事務局員等より寄金された募金額合計82,060円を(財)全日本仏教会を通じて同震災救援寄金に、ささやかながら寄託した。

(4) アジア国際情報センターおよび公館としての役割

当法人には財団設立・事務所設置の当初から「アジア国際情報センター」としての役割は“課せられた”使命として負託されている現実がある。とりわけアジアには仏教を旨とする国々が多数を占めるところから、当法人は日本国内・国外を問わず来訪・電話・書状など取り混ぜての仏教全般や内外の宗派・寺院・国情などに関する問い合わせや・仲介・相談の要請が多く寄せられる立場にあり、当法人は日本寺事業の他にもこうした対応を過去40年に亘って行ってきた。それらの主な内容は、国内に於いては；

- ①特定の仏教国の文化・流派・僧団などについての問い合わせ。
- ②上記と逆の日本国内の特定の仏教流派・僧団などについての問い合わせ。
- ③(外国の)特定の仏教指導者や団体等についてのインフォメーション要請。
- ④アジア方面に向けて出かけたまま長く音信の途絶えた家族の搜索協力要請
- ⑤アジア方面で病に倒れたまま帰国しない家族・知人等の日本寺での保護要請

；など、であり、
東京本部は言うに及ばず日本寺の業務としても、もはや定着した観がある。

IV. 当法人が直面する当面の課題への対応

(1)公益法人改革への対応

- 改めて述べるまでもなく、第一の課題は先年・平成20年度から施行された略称『公益法人改革法』への対応である。大きな変革を短期に迫られるこの事態は避け難く、かつ極めて高度複雑な法律内容を前にしての激動の事態は現存するすべての公益法人に等しく及ぼされる課題である以上、プロセスに従う以外の選択は許されない。当法人は、過故数回の役員会の場において；

- ①第87回理事会(平成20年3月13日開催)において新法の条案説明と検討
- ②第88回理事会(平成20年5月27日開催)において議論と、公益財団法人への認可申請準備をなす事業計画承認。
- ③第89回理事会(平成21年3月5日開催)において公益財団法人移行を目指す準備作業一切を理事長に付託する決議
- ④第91回理事会(平成22年3月26日開催)において、新法区分下の公益財団法人移行認定申請を実行するための；

第1項：最初の評議員の選任および選任方法について／移行と同時に評議員を置き、その最初の評議員の選任については独立した期間として評議員選任委員会を設けて、選任にあたる」

第2項：定款の変更の案の作成について／定款の変更の案の作成については、その原案作成を理事長に付託する

第3項：移行認定申請時期について／当法人は平成23年度において公益財団法人への移行認可申請プロセスを実行する

；等の審議・承認・議決をなし、時宜に即した作業を進めてきたが、当年度に至り、上述第1項ならびに第3項の役員会議決を実行すべく、『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年9月7日内閣府令第68号)』に準拠して；平成23年3月16日開催の第95回理事会に於いて公益財団法人認定以降後の最初の評議員を選定する「評議員選定委員」を選任選出し議決、同時に確認決議された平成23年度中の公益財団法人移行認可申請の実務作業に着手した。

(2)日本寺敷地借地期限

- 竣工以来40年に届く国際仏教会館の老朽化や、昨年は10%にも届こうというインドのGDPを背景に進む14%近いインフレ率に対し、停滞や退潮傾向にある日本の社会事業資本の投入熱減少の影響を受けて、経営母体である当財団の経済成長率はインドの現場需要に調和できない危惧がある。しかしながら、目下緊急の課題は、日本寺境内面積の56%が2011年2月に借地期限を迎えた。

この事態に対して、あらかじめこれを契約更新するための高額な更新料への政府相手の値下げ折衝工作と、折衝の成果いかんに関わらず借地側が等しく用意しなければならない改定借地料の抛出準備、そして契約更新申請の根拠として求められる「当該土地の現実的な使用事由の提示とその背景の証明」の作業を行ってきたが、前年度事業報告に既報の如く、旧年3月14日にガヤ県知事により同申請が正式受理され、本報告冒頭の事業概要に記述の如く目下は州議会・州財務局当局による契約更新プロセスの進行状況下にある。

いまや世界遺産指定地の保護区域内に立地する日本寺敷地が借地期限切れを迎えて更新を為すという稀少な機会の出現はブッダガヤでの新たな土地取得希望者らの羨望を生んでおり、対(州)政府の作業とは云え、こうした背景が借地契約更新交渉を手間取らせる要因となっている。

VI. 行 事

1. 会 議

(イ) 理 事 会

- 平成22年5月26日、東京都港区芝／増上寺会館・椿の間に於いて第92回理事・監事会を開催、事務総長の進行により事務局から「平成21年度事業報告」をなした後『寄付行為』に基づき、会議を進行し；
議案第1号：平成21年度事業報告並びに決算報告書に承認を求める件
議案第2号：任期満了に伴う評議員改選の件
；を審議、それぞれに議決を為した。
当会議に関する会議議事録等関連一切書類は後日全役員に送達配布済である。
- 平成22年6月25日、東京都港区芝／増上寺会館・椿の間に於いて第93回理事会を開催、『寄付行為』に基づき、会議を進行し；
議案第1号：改定公益法人法施行に伴う理事会回次計数の特例の件
議案第2号：改定公益法人法施行に伴う「最初の評議員の選定方法」の件
議案第3号：改定公益法人法施行に伴う「最初の評議員選定委員案の件」
議案第4号：改定公益法人法施行に伴う「定款の変更の案」の件
；を審議、それぞれ議決をなした。
当会議に関する会議議事録等関連一切書類は後日全役員に送達配布済である。
- 平成22年11月18日、東京都港区青山・梅窓院祖師堂に於いて第94回理事会を開催、『寄付行為』に基づき、会議を進行し；
議案第1号：改定公益法人法施行に伴う「最初の評議員の選任方法」の件
；を審議、議決を為した。
当会議に関する会議議事録等関連一切書類は後日全役員に送達配布済である。
- 平成23年3月16日、東京都港区芝公園／増上寺会館・松の間において第95回理事・監事会を開催、規定の手続きを経て『寄付行為』に基づき、会議を進行し；
議案第1号：平成23年度事業計画案審議の件
議案第2号：平成23年度歳入歳出収支予算案審議の件
議案第3号：改定公益法人法施行に伴う「最初の評議員選定委員」選任の件
；を審議、議決を為した。
当会議に関する会議議事録等関連一切書類は後日全役員に送達配布済である。

(ロ) 評 議 員 会

- 平成22年5月26日、東京都港区芝／増上寺会館・椿の間に於いて第90回評議員会を開催、事務総長の進行により事務局から「平成21年度事業報告」をなした後『寄付行為』に基づき、会議を進行し；
議案第1号：平成21年度事業報告並びに決算報告書に承認を求める件
；を審議、議決を為した。
当会議に関する会議議事録等関連一切書類は後日全評議員に送達配布済である。
- 平成22年3月26日、東京都港区芝公園／増上寺会館・杉の間において第91回評議員会を開催、『寄付行為』に基づき、会議を進行し；
議案第1号：平成23年度事業計画案審議の件
議案第2号：平成23年度歳入歳出収支予算案審議の件
議案第3号：任期満了に伴う理事・監事：改選の件
；を審議、議決を為した。
当会議に関する会議議事録等関連一切書類は後日全評議員に送達配布済である。

(ハ) 事務局会議

平成22年：

4月21日、5月26日、6月25日、8月25日、10月28日、11月18日、
12月15日

平成23年：

1月28日、2月24日、3月16日

*その他に各部において部会議を逐次開催

(二) 菩提樹学園運営委員会

平成22年11月11日、東京都港区芝・明照会館内の社団法人・日本仏教保育協会会議室に於て開催。

(ホ) その他の会議

(1) 現地法人役員会

●平成23年2月13日、当法人のインド現地法人格である「宗教・社会福祉法人：インド国際仏教興隆協会＝International Buddhist Brotherhood Association of India」の2010年度（平成22年度）役員総会を巖谷勝正理事長はじめ日印双方役員の出席を得てインド・ニューデリーのガーリブ記念研究所(Ghalib Institute)において開催、インド公益法人登録法(Society Registration Act 1860)の規定と現地法人規約に基づいて会議を進行、上程された諸案件；

- ・ 前回総会議決内容の確認の件
- ・ 2010年度事業報告
- ・ 仏教学東洋学研究所プロジェクトの進捗と進行促進の件
- ・ 任期満了に伴う、理事および法人内監事の改選の件
- ・ 任期満了に伴う評議員改選の件；

；を審議、それぞれ議決をなした後、動議案件として、規約上定員に対して1名の空席のある理事の選任について協議、B. P. シン常務理事より現ブータン国王／ジグミ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク陛下の推薦提案があり、役員会はその現実性ならびに可能性を協議の結果、過去の同様事案の例を参考に諸方面から協議したのち満場一致で同提案を議決、任地・職責の近さという利点を勘案してその就任承諾交渉をB. P. シン氏に負託した。

VIII. 式典

(イ) 平成22年12月8日、印度山日本寺に於いて「印度山日本寺開山37周年」「菩提樹学園33周年記念」ならびに「光明施療院27周年記念の法要」・兼「第36回ブッダガヤ国際成道会」との合同式典ならびに法要を厳修。

IX. 弔報

岩崎巴人師	(評議員・画僧)	平成22年 6月 9日	ご遷化
楠美知仁師	(参 与)	平成22年 10月 22日	ご遷化
長谷川霊信師	(元 理 事)	平成22年 10月 31日	ご遷化
松濤弘道師	(元 理 事)	平成22年 12月 29日	ご遷化
門屋大壽師	(当法人設立事務局長 & 設立後組織局長)	平成23年 4月 11日	ご遷化

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

X. 役員に関する事項

(財)国際仏教興隆協会・役員（理事・監事・評議員）名簿 平成23年3月31日現在

(五十音順・敬称略)

役職	氏名	就任年月日	担当職務
理事	相川忠重	平成21年4月1日	議決執行
〃	安孫子虔悦	〃	〃
〃	巖谷勝正	〃	〃
〃	上村映雄	〃	〃
〃	桶屋良祐	〃	〃
〃	川田聖成	〃	〃
〃	日下悌宏	〃	〃
〃	小林正道	〃	〃
〃	佐藤功岳	〃	〃
〃	柴田康英	〃	〃
〃	清水谷孝尚	〃	〃
〃	島田喜久	〃	〃
〃	杉谷義純	〃	〃
〃	田中光成	〃	〃
〃	土佐舜成	〃	〃
〃	戸松義晴	平成22年4月1日	〃
〃	中村康雅	平成21年4月1日	〃
〃	正本乗光	〃	〃
〃	宮寺守正	〃	〃
〃	村上太胤	〃	〃
〃	安田暎胤	〃	代表理事(理事長)
〃	山田一眞	〃	議決執行
〃	山田法胤	〃	〃
〃	山田明爾	〃	〃
監事	入西智彦	平成22年4月1日	民法59条の職務
〃	松平實胤	平成21年4月1日	〃
評議員	浅井光雲	平成20年6月1日	寄付行為に定める事項
〃	麻生諦善	〃	〃
〃	安藤 晃	〃	〃
〃	石上和敬	〃	〃
〃	宇治谷顕	〃	〃
〃	漆葉龍信	〃	〃
〃	大沢順子	〃	〃
〃	大竹辨学	〃	〃
〃	大西幸男	〃	〃
〃	大野海雲	〃	〃
〃	小笠原隆元	〃	〃
〃	岡田勝之	〃	〃
〃	小澤昌弘	〃	〃
〃	加藤亮哉	〃	〃
〃	川端健之	〃	〃

〃	木内隆志	〃	〃
〃	鬼頭春光	〃	〃
〃	日下俊文	〃	〃
〃	糸原恒久	〃	〃
〃	小島 清	〃	〃
〃	小仲正久	〃	〃
〃	小峰喜和子	〃	〃
〃	佐藤雅彦	〃	〃
〃	渋谷康悦	〃	〃
〃	清水戒静	〃	〃
〃	白川良行	〃	〃
〃	末廣久美	〃	〃
〃	杉田暉道	〃	〃
〃	鈴木永城	〃	〃
〃	須藤大恵	〃	〃
〃	関岡俊二	〃	〃
〃	大工原彌太郎	〃	〃
〃	高山久照	〃	〃
〃	滝田 栄	〃	〃
〃	武田宏道	〃	〃
〃	田中成明	〃	〃
〃	田中利典	〃	〃
〃	千坂成也	〃	〃
〃	土田道夫	〃	〃
〃	洞派信隆	〃	〃
〃	鳥居孝順	〃	〃
〃	仲田順和	〃	〃
〃	長塚充男	〃	〃
〃	奈良康明	〃	〃
〃	西尾道博	平成20年6月1日	寄付行為に定める事項
〃	西田篤玄	〃	〃
〃	西村七兵衛	〃	〃
〃	能登正晴	〃	〃
〃	橋爪良真	〃	〃
〃	長谷川裕一	〃	〃
〃	服部光徳	〃	〃
〃	馬場修任	〃	〃
〃	林恵智子	〃	〃
〃	早島大英	〃	〃
〃	平岡英信	〃	〃
〃	福井弘隆	〃	〃
〃	藤井乗亮	〃	〃
〃	藤井芳弘	〃	〃
〃	ペマ・ギヤルポ	〃	〃
〃	正本光生	〃	〃
〃	松久保秀胤	〃	〃
〃	村松賢英	〃	〃
〃	森 寛勝	〃	〃
〃	安田松慶	〃	〃
〃	横山照泰	〃	〃

(1) 印度山日本寺竺主(第5世) 半 田 孝 淳

(2) 名 誉 会 長 塩 川 正 十 郎

(3) 事務局の構成

理 事 長	安 田 暎 胤
事 務 総 長	正 本 乗 光
総 務 部 長	逸 見 道 郎
〃 次 長	大工原 彌太郎
財 務 部 長	田 中 光 成
教 育 部 長	巖 谷 勝 正
〃 次 長	多 田 証 子
国 際 渉 外 部 長	正 本 乗 光
教 化 部 長	日 下 俊 文
企 画 広 報 部 長	安 孫 子 虔 悦
日 本 寺 監 理 部 長	大工原 彌太郎
医 療 部 長	〃
(兼・図書館担当)	〃

(4) 事務局職員：廣 石 香 里

服 部 大 輔

(5) 事務局囑託：大工原 彌太郎

(総務担当およびインド法人総務および光明施療院専任)

(6) 日本寺駐在員：服 部 光 治 (浄土宗)

洞 派 信 隆 (曹洞宗)

(7) 日本寺ジェネラルマネージャー： ロブサン・グトゥプ・ラマ

VII. 現地法人(当財団・現地法人格)の構成＝ 2010年4月1日現在

インド政府内務省およびビハール州認可・宗教福祉法人・インド国際仏教興隆協会 (International Buddhist Brotherhood Association of India)

理事長	巖谷 勝 正	評 議 員	林 恵 智 子
常務理事	S. ブシヤン・ジェイン	〃	高 山 久 照
〃	A. R. キドワイ	〃	千 坂 成 也
〃	B. P. シン	〃	D. K. バルア
〃	大工原彌太郎(事務総長)	〃	ラタン・シン
理 事	マハーシュウエタ・シン	監 事	V. K. カラン
〃	土 佐 舜 成	〃	日 下 俊 文
〃	逸 見 道 郎	〃	田 中 光 成
〃	安 孫 子 虔 悦		
〃	正 本 乗 光	顧問弁護士	ラム・バラック・マハト

参考資料・インド側役員のプロフィール

- ①H.E.S.Bhushan Jain＝ 元インド政府内閣官房長官=3首相期, 駐日インド公使, 英国弁護士, 現インド高等法院弁護士(インド最高裁判所法廷専任)
- ②Shri.B.P.Singh＝ 元インド政府内務大臣、同/内務大臣、同/元文化教育大臣、臨時首相、元世界銀行副総裁を経て; 現職・サルナート高等仏教学院(Post Diplomat Institute)学長、およびシッキム州総督
- ③H.E,Dr..A.R.KIDWAI＝ 元ビハール州総督(3期)、同・西ベンガル州総督(2期), 元アリガール・イスラム大学々長、元ナーランダ大学々長、元インド学術会議議長、勅任(大統領指名)上院議員、ハリヤナ州総督を経て、現・国民会議派上席顧問、インド科学アカデミー総裁、パドマ・ブシヤン(国家功労顕彰勲章)受章(2010)
- ④ Smt.Maheshwatha Singh＝ゴパ・マハラッティ＝パトナ女子大学梵文学部長、インド政府国防省顧問(先住民族および少数民族問題担当)、インド祭総裁、国立伝統工芸技術伝承審議会委員(ビハール州首相代理)、ブッダガヤ大菩提寺大塔運営委員会勅任(州首相)委員
- ⑤Shri.Ratan Singh＝ 元・タタ・スチール執行役員、ステーツマン紙記者。
- ⑥DR.Dipak Kumar Barua＝ 国立カルカッタ大学文理学部長、元ナーランダ大学学長、パドマラトナ(学術文化勲章)
- ⑦Shri .Ram Balak Mahto＝ 元インド弁護士連合会連副会長、ビハール州法律顧問、同・州監査役、ビハール州弁護士連合会会長(前)、現:ビハール州弁護士連合会会長(第3度)、弁護士。
- ⑧Dr.V.K.Karan＝ 元マガダ医科大学小児科部長・教授, ビハール州小児科内科医学会副会長, 開業医。

以上。